

改正消費生活協同組合の概要について

消費生活協同組合(生協)制度の改正について

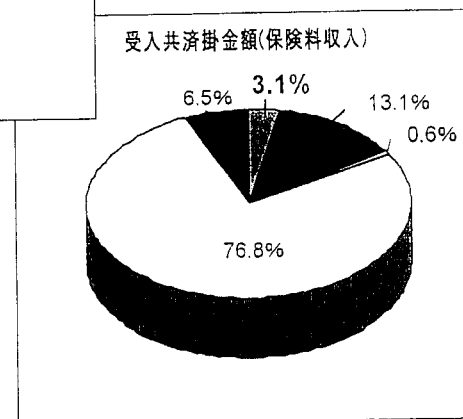
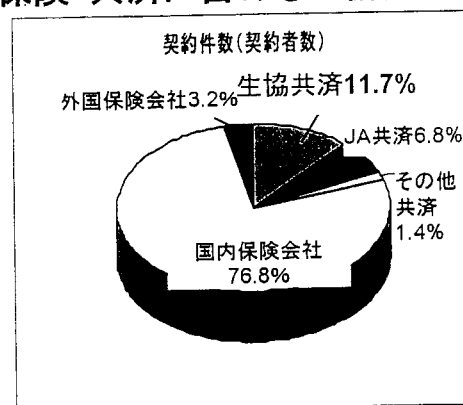
制度の概要

- 消費生活協同組合(生協)法は、昭和23年制定
- 生協とは、組合員の生活の文化的経済的改善向上のみを目的とする「一定の地域又は職域による人と人との結合」(相互扶助組織)

生協の現状

- 組合数:1,097組合 のべ組合員数6,032万人(H18年)
- 共済事業(*実施組合数442組合 うち元受共済組合は140組合)
[共済、保険に占める生協共済のシェア:
11.7%(契約件数)、3.1%(受入共済掛金額)]
- 購買事業(*実施組合数718組合)
[小売業総売上高に占める生協購買事業高:2%前後]
- 利用事業(*実施組合数595組合)
[介護保険の在宅サービス費用額に占める生協のシェア:2%]

[保険・共済に占める生協共済のシェア(平成16年度)]



改正の趣旨

- 共済事業に関し、契約者保護のため、事業の健全性を担保するための規制を強化(農協法は平成16年に、中小企業等協同組合法は18年に、既に改正済み)
- 経営・責任体制の強化のため、規定の整備を図るとともに、生協を取り巻く環境の変化を踏まえた見直しを行う
- あわせて、貸金業法改正に伴い、貸金業者の流入を防止するための見直しを行う

消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律の概要

1 契約者保護

契約者保護の観点から、共済事業について、他の協同組合法における規定の整備状況や生協の特質を踏まえて、見直す

(1) 共済事業開始時の入口規制

- 最低限保有すべき出資金額(最低出資金)の基準の設定
[単位組合:1億円以上 連合会:10億円以上]

(2) 健全性(内部の体力充実)

- 共済事業との兼業規制
[規模が一定以上の単位組合及びすべての連合会]
- 健全性基準(ソルベンシー・マージン比率)の導入

(3) 透明性(外部からの監視)

- 経営情報の開示の義務づけ(公衆縦覧)

(4) 契約締結時の契約者保護

- 共済募集時の禁止行為(虚偽を告げることの禁止など)等の導入
- 共済代理店に関する規定の整備
[共済代理店の主体を一定の範囲に限定]

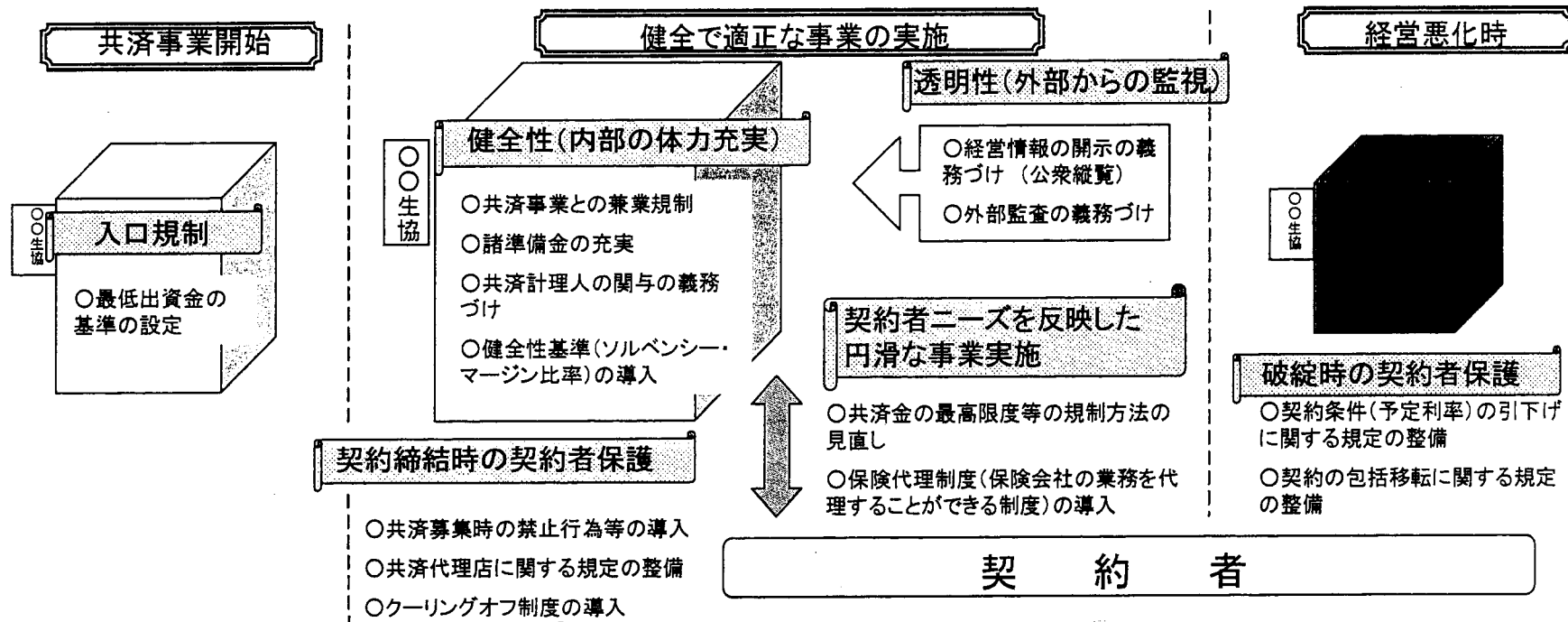
(5) 破綻時の契約者保護

- 契約の包括移転に関する規定の整備

(6) 契約者ニーズを反映した円滑な事業実施

- 共済金の最高限度額の規制方法の見直し
[最高限度額について、個別の定款及び共済事業規約の認可で対応] 等

-2-



2 事業の区域と利用者の範囲

生活圏の拡大等に対応するため、消費者の相互扶助組織という生協の本旨を踏まえ、所要の見直しを行う

(1) 事業の区域

購買事業の実施のために必要と認める場合には、その隣接県まで事業の区域を設定可能とする(現行は県内のみ)

(2) 利用者の範囲

員外利用は認めず、例外的に認められる場合について、法令上明記する

許可の可否	事由	員外利用限度
許可要*	山間へき地／保育所等への食材提供／ 生協間の物資提供	組合員の利用分量の額の5分の1以内
許可不要	災害時の緊急物資提供／ 自賠償共済(契約車の相続の場合等)／ 体育施設、教養文化施設の利用／ 行政の委託事業	制限なし
	医療・福祉事業	組合員の利用分量の額の同量以内
	母体企業、大学による利用	組合員の利用分量の額の5分の1以内

* 中小小売商の事業活動への影響等を考慮しつつ、行政庁が判断

3 公共的活動の推進

少子高齢社会において、生協が行う医療・福祉事業の適正化を図るとともに、組合員による福祉活動の育成に資する見直しを行う

- ・ 医療・福祉事業に係る剰余金の割戻しの制限
- ・ 医療・福祉事業の員外利用限度の設定(現行は制限なし)
- ・ 剰余金の用途たる事業として組合員の福祉活動(子育て支援活動等)に助成する事業を追加(現行は組合員の教育事業のみ) 等

4 経営・責任体制の強化

機関の権限の明確化等により、組合内部のガバナンスを強化するとともに、生協外部からの監視機能を強化する

- ・ 理事会、代表理事に関する規定の整備・充実
- ・ 員外監事の設置の義務づけ
- ・ 行政庁による解散命令の強化(法令違反全般について、解散命令を発動することを可能とする)
- ・ 行政庁による役員解任命令の新設 等

5 貸金業者の流入防止

貸金業法の改正による生協への貸金業者の流入を防ぐため、適切な事業実施のための措置を講ずる

- ・ 参入条件(純資産額規制)の設定
- ・ 貸付事業規約に対する行政庁の認可制の導入 等

施行期日

平成20年4月1日

(ただし、5の貸金業者の流入防止は、別に政令で定める日(貸金業法改正の施行期日を考慮し決定))

1 契約者保護

共済事業を取り巻く状況の変化

【共済事業の規模の拡大】
(契約件数の増加、事業の複雑化等)

【契約者保護の必要性】
※現行生協法においては、契約者保護のための規定がほとんど設けられていない。

【他法の整備状況】
(農協法は平成16年に、中小企業等協同組合法は本年6月に改正済み)

契約者保護の観点から、その健全性を担保することは時代の要請であることから、生協の特質を踏まえた上で、以下のような見直しを行うこととする。

規制の適用範囲

○共済事業規約の認可が不要とされている共済金額の見直し

透明性

○経営情報の公開の義務づけ
○外部監査

健全性

○諸準備金の充実
○共済計理人の活用
○共済事業とのリスク遮断
○健全性基準

入口規制

○最低出資金

契約締結時の契約者保護

○共済募集時の禁止行為等
○共済代理店
○クーリングオフ

破綻時の契約者保護

○契約条件の変更
○契約の包括移転

円滑な事業実施

○共済金の最高限度の見直し
○保険代理
○資産運用
○事業規約変更の手続の簡素化

2 事業の区域と利用者の範囲

[1] 事業の区域

- 地域生協は、都道府県の区域を越えて設立することができないこととなっている（職域生協でやむを得ない事情のあるものや連合会を除く。）

生協が実施する購買事業をめぐる状況の変化

【道路整備、モータリゼーションの進展】

- 県境を超えた店舗利用のニーズ
- 店舗等の購買事業の効率的な展開は県域と一致せず

【生協の状況】

- 店舗事業は、生協の中核事業の1つ
- くらしの助け合い活動など、組合員の相互扶助に基づく福祉活動も、店舗などを活用して展開

生協としての特質

- 県域規制の対象となっている地域生協は「一定の地域による人と人との結合」。

購買事業の実施のために必要な場合には、主たる事務所の所在地である都府県の隣接都府県に限って、都道府県の区域を越えて地域生協の区域を設定できることとする。

組合員サービスの向上

[2] 利用者の範囲

○ 生協法では、組合員以外の者にその事業を利用させることは原則禁止されており、厚生労働省令で定める場合を除いては、行政庁の許可がなければ員外利用をさせることができない制度となっている

生協としての特質

○ 生協は「一定の地域又は職域による人と人との結合」であり、その実施する事業は、一定の地域や職域で結びついた組合員を対象としている点が、その他の小売業とは異なる

生協をめぐる状況の変化

○ 災害時の緊急物資供給など、組合員以外に対する活動ではあるが、社会に貢献することが求められている場面が増加



○ 員外利用は認めず、例外的に認められる場合については、法令上、許可を要するものと要しないものに区分した上で、個別具体的に限定して定める。(中小小売業者の事業活動に影響を及ぼすおそれがないと考えられる場合は、許可不要とする)

○ 員外利用が認められる場合の員外利用の限度を、原則、組合員の利用分量の100分の20として、法令上定める。ただし、強い公益性がある場合などは、より緩和された員外利用限度を設けることとする。

許可なし

- ・自賠責共済(制限なし)
- ・災害時の緊急物資の提供(制限なし)
- ・専売品等の提供(制限なし)
- ・行政の委託事業(制限なし)
- ・体育施設、教養文化施設の利用(制限なし)
- ・医療福祉事業(100分の100)
- ・母体企業、大学による利用(100分の20)
- 等

許可あり

- ・山間へき地(100分の20)
- ・保育所等への食材提供(100分の20)
- ・生協間の物資提供(100分の20) 等

3 公共的活動の推進

医療・福祉の性格

医療・福祉の公共性

医療・福祉の継続性

医療保険制度や介護保険制度からの保険給付により生じた剰余が、医療・福祉サービスの再生産のために用いられることが望ましい

医療・福祉事業の適正化

<医療・福祉事業に係る剰余金の割戻しの制限>

○ 一定の医療・福祉事業を行う生協について、次の見直しを行う。

- ・医療、福祉ごとに特別の会計を設けた上で、資金流用を制限
- ・対象事業に係る剰余金の割戻しの禁止

<員外利用限度の設定>

医療・福祉事業については、組合員のための事業という協同組合の原則を崩さない範囲内で、員外利用限度を組合員の利用分量の100分の100とし、法令上明確にする。
(現行は制限なし)

<医療・福祉事業の法定化>

上記の見直しに伴い、生協が行う事業として生協法に独立して規定する。

社会等の変化

社会の変化

少子高齢化、地域におけるつながりの希薄化

生協をめぐる状況の変化

福祉に対する組合員ニーズ、地域における組合員活動等にみられる生協の社会的役割の増大

<剰余金の使途たる事業の拡大>

組合員による福祉活動（くらしの助け合い等の家事援助活動、食事会・配食サービス、子育て支援活動等）を育成する観点から、当該活動に助成する事業についても、繰越義務がある剰余金の使途として追加する。
(現在は、組合員の教育事業のみ剰余金の繰越を義務づけている。)

4 経営・責任体制の強化

生協を取り巻く状況の変化

- 生協が実施する事業の複雑化
- 事業協同組合など他の協同組合も近年ガバナンス強化の動き

生協の現状

- 生協法には、理事会等に関する規定がないなど、不備な点が多い。
(ただし、法令上の規定はない場合であっても、一部の規定については、通知(模範定款例)により既に導入されている)

機関の権限の明確化等により、組合内部のガバナンスを強化するとともに、生協外部からの監視機能を強化するため、以下のとおり、必要な見直しを行う。

組合員の意思が 反映される運営の確保

(例)

- 組合員訴訟（総会決議取消の訴え等）の制度化
- 理事及び監事の報酬決定手続に関する規定の整備
- 総会の招集手続に関する規定の整備
- 役員を選出方法（選任制度の導入等）に関する規定の整備

機関の権限の法定化・ 機関相互間の権限の明確化

(例)

- 理事会、代表理事に関する規定の整備・充実
- 役員が組合や第三者に対する責任（善管注意義務等）の創設
- 理事の自己契約・利益相反取引に関する承認等
- 監事の基本的な職務（監査報告の作成等）の追加

生協に対する 外部監視機能等の強化

(例)

- 員外理事枠の拡大
- 員外監事設置の義務付け
- 理事会議事録の作成、備付け・閲覧
- 行政庁による解散命令の強化（法令違反全般について、解散命令を発動することを可能とする）等

5 貸金業者の流入防止

現 状

- 生協の行う貸付事業は、生協法第10条第1項第4号の「**共済を図る事業**」の一つとして実施
 - ・ 法令上、貸付限度額、貸付金利など貸付条件に関する規定や貸付事業固有の規制(取り立て行為の制限など)はなく、
 - ・ 通知においても、利率について年12%以下としているが、その他の規制はなされていない。
- 生協の行う貸付事業は、貸金業の規制等に関する法律第2条第1項第5号の「**資金需要者等の利益を損なうおそれがないと認められる貸付けを行う者で政令で定めるものが行うもの**」に該当することから、同法の「**貸金業**」に当たらず、資金需要者等の保護を目的とした同法は適用されていない。

改正の趣旨

- 昨年の臨時国会において、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律が成立し、貸金業者に対する規制が強化されたが、生協法においては貸付事業に関する規制が設けられていないことから、貸金業法改正により貸金業者が生協に流入するおそれがある。

改正の内容

- 貸付事業の適正な運営及び組合員の利益を図るための必要な措置
 - ・ 貸付利率の上限の設定、過剰貸付の防止、勧誘、債権の取立て等に関し生協が講ずべき措置の規定
- 貸付事業規約に関する行政の認可制の導入
 - ・ 貸付事業規約の設定、変更、廃止については行政庁の認可を受けなければその効力を生じないものとする
- 純資産額規制の導入
 - ・ 事業の業務を適正に実施するため必要かつ適当なものとして政令で定める金額以上でなければならないこととし政令で定める金額は、5000万円を下回ってはならないこととする(貸付業法の金額とあわせる)
- 認可後、措置すべき事項の内容から見て適当でない事業を実施している組合については、以下の行政措置により事業の適切な実施を担保
 - ・ 報告徴収又は検査
 - ・ 業務改善命令、事業の停止又は役員等の解任命令、解散命令
 - ・ 認可の取消し